

## 岐阜市社会福祉協議会後援名義の使用について

岐阜市社会福祉協議会では、市民福祉の向上等に資すると認められるもので、公共性がある事業について、主催者の申請に基づき、岐阜市社会福祉協議会後援名義の使用を承認しています。

### ○申請先

総務課総務係へ申請書等を提出してください。

### ○申請方法

事業実施日(作品等の募集期間がある場合は募集開始日)の1か月前までに申請書等を提出し申請してください。

申請書等は持ち込み、郵送、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

### ○対象となる団体

会長の認める団体とする。

### ○対象となる事業

後援を承認する事業は、次のいずれにも該当すると認められるものです。

1. 当該事業が福祉の向上に資すると認められるもの
2. 営利を目的としないもの
3. 特定の政党、宗教、宗派を支持支援するものでないもの
4. 特定の主義、主張の浸透を図る目的を有しないもの
5. 事業の対象者に対して、過重に負担をおかせないもの

### ○後援の承認を行わないもの

以下の項目のいずれかに該当する場合は後援の承認を行いません。(除外事由)

主催者について	1	公序良俗違反行為を行う、または行うおそれがあると認められる団体。
	2	上記1に該当する団体を構成員に含む団体、上記1に該当する団体と密接な関係を有する団体。
	3	暴力団。
	4	暴力団、暴力団員またはこれらの者と密接な関係を有する者を構成員に含む団体、その他これらのものと密接な関係を有する団体。

事業について	5	政治活動または宗教活動を目的とするもの。
	6	特定の政治団体または宗教団体を支持・支援し、または反対することを目的とするもの。
	7	特定の思想または主義主張に関し、署名その他支持を求めるもの。
	8	公の秩序や善良な風俗を反するもの、またはそのおそれがあるもの。
	9	営利または営業宣伝を主たる目的とするもの。
	10	特定の団体の宣伝または売名を目的とするもの。
	11	上記 1 または 2 の団体から後援等を受けるもの。
	12	上記 3 または 4 の団体が関与するもの。
	13	行政の運営に支障を及ぼすもの。
その他	14	後援の承認の交付を行うことが適当でないとするもの。

## ○提出書類

### 1. 後援名義使用承認申請書

「(申請者)主催者」の所在地は下記のいずれかを記載してください。

(1) 規約等で定められた団体の所在地

(2) 規約等に定めがない場合、代表者の住所

※「(申請者)主催者」の電話番号は(1)、(2)に対応する番号を記載してください。

### 2. 主催者またはその代表者の所在地が確認できる書類(様式任意)

規約、主催者または代表者宛ての郵便物など

### 3. 事業の目的・概要・計画がわかる書類(様式任意)

開催要領案・プログラム案・チラシ案など

### 4. 主催者の活動内容がわかる書類(様式任意)

規約(概要がわかるもの)、過去の事業実績報告書(活動実績がわかるもの)など

### 5. 主催者の役員その他事業関係者の住所、役職名等がわかる書類(様式任意)

役員名簿など

### 6. 申出書

主催者及び事業が除外事由に該当しない旨等の申し出

### 7. 収支予算書(様式任意)

※料金を徴収する事業の場合のみ提出

### 8. ポスターやチラシ等、印刷物の原稿案等

※作成する場合のみ提出

## ○使用承認の可否決定

使用承認の可否の決定後、結果を書面でお知らせいたします。書面は郵送いたします。

## ○その他重要事項

1. 印刷物等への「岐阜市社会福祉協議会後援」の記載は、後援名義の使用承認の決定後に可能になります。
2. 後援名義の使用承認の決定後においても、申請内容が事実と異なる場合や、適当でない行為があると認めるときは決定を取り消します。
3. 事業終了後、1か月以内に事業実施報告書に事業の開催要領、パンフレット等、実施した様子がわかる資料(写真や新聞記事等)を添付して提出してください。料金を徴収した場合は、収支報告書も必ず添付してください。
4. 後援名義の使用承認の決定を受けた事業について、次回同じ事業を行う場合も、その都度申請が必要です。
5. 事業実施にあたっては、十分な管理体制のもと、特に事故防止に万全を期すとともに、万一事故が発生した場合は、主催者の責任において処理してください。
6. 後援には原則として岐阜市社会福祉協議会は経費を負担いたしません。